

# 無線部会 会則

## (別名 松愛会三重ハムクラブ)

平成27年5月28日 制定  
平成31年4月 1日 改訂  
令和 4年3月 1日 改訂

### 第1条 (名称)

本会は、無線部会(別名 パナソニック松愛会三重ハムクラブ)、略称SHC/Mと称する。

### 第2条 (目的)

本会は、無線活動を通じて会員相互の親睦を図り、通信技術の向上を目指し、社会に貢献することを目的とする。

### 第3条 (会員資格)

会員は、正会員とフレンド会員に区分される。  
正会員は、パナソニック松愛会三重支部の会員で構成する。  
その他の入会希望者はフレンド会員とし、入会是非は正会員で協議し過半数にて決定する。

### 第4条 (事業活動)

本会の会員は、次の活動を行なう。

1. 日常の無線交信
2. 非常時の無線交信
3. 移動運用実験
4. 無線技術の懇談会
5. その他無線に関する行事

### 第5条 (入退会)

入退会は、都度部会長に届けるものとする。

### 第6条 (会費)

会費は、行事实施時に必要に応じ都度徴収する。

### 第7条 (年度区分)

運営年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

### 第8条 (役員)

正会員の互選で部会長を選出し、支部役員会に報告し承認を得る。  
部会長は、必要に応じ補助者を選任することが出来、欠員が生じた場合速やかに後任者を選出し前任者の残り期間を任期とする。

### 第9条 (役員役割)

1. 名簿を作成する。
2. 活動計画を作成し、必要に応じ支部に報告する。
3. 活動実績を作成し、必要に応じ支部に報告する。
4. 行事を企画し、会員に連絡し実施する。

### 第10条 (改廃)

本会則の改廃は、正会員の過半数の賛成で成立し、内容の記録と共に支部役員会に報告する。

### 変更履歴

- 一次改訂 平成31年4月1日 略称 SHC/Mを追加  
二次改訂 令和 4年3月1日 部会名・目的・会員資格・役員・改廃の変更